

松阪市建設工事等発注基準

平成 17 年 1 月 1 日
松阪市告示第 153 号

I. 総則

松阪市及び松阪市上下水道部（以下「松阪市等」という。）が施行する建設工事等（委託を含む）の発注は、この基準によるものとする。

II. 発注方式

1. 発注方式は、全ての工事等について原則的に「条件付き一般競争入札」とする。
2. 「条件付き一般競争入札」とは、当該入札を適正かつ合理的に行うため、当該入札に参加する者の所在地又は、その者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることをいう。
3. 各種工事（土木一式、舗装、建築一式、電気、管、造園、塗装、防水、水道等）及び業務委託の入札参加資格要件は、別紙要件書によるものとする。
4. 手持ち工事件数の制限については、各種工事及び業務委託の入札参加資格要件の制限以内とし、落札者又は落札候補者（以下「落札者」という。）になった場合に各種工事及び業務委託の手持ち件数に加えるものとする。また、総手持ち件数は工事が 10 件以内、業務委託が 5 件以内とする。ただし、市内業者以外の総手持ち件数は、それぞれ 3 件以内とする。
 - （1）共同企業体による建設工事等についても、各構成員全ての手持ち工事件数に加えるものとする。
 - （2）当該年度以前の繰越工事や債務負担契約工事等についても手持ち工事件数に加えるものとする。ただし、年間管理委託等で長期間にわたる契約のうち、常時、管理（施工）する必要が無い場合は、手持ち工事件数に計上しないものとする。
 - （3）請負者の事由以外（発注者・地元関係者・第三者等）での工事等一時中止期間が 1 か月を超えた時点から、当該工事を持持ち件数から除くものとし、工事が再開された時点から手持ち件数に加えるものとする。これにより、手持ち工事件数が入札参加資格条件を超える場合が生じても差し支えないものとする。
5. 同日に開札する契約金額 2,500 万円未満（建築一式工事は 5,000 万円未満）の工事における落札件数は 1 業者 1 件とする。（業務委託については、金額にかかわらず全面適用するものとする。）ただし、災害復旧工事等については、この限りでない。
 - （1）共同企業体が落札者となった場合は、各構成員に対し同日に開札する落札件数は 1 件とし、対象とする契約金額は、構成員の出資割合によって判定する。なお、先の開札分で構成員のいずれかが落札者になった場合は、共同企業体での当該入札参加分は同日落札制限の対象とし無効とする。
 - （2）同価入札により保留となり、その後の開札で落札者になった場合は、当該同価入札分は無効とする。なお、共同企業体または各構成員についても同様に無効とする。
 - （3）同日に開札する複数の同種工事等で入札参加者がきわめて少数となることが予想される工事等については、同日落札制限から除外することができるものとする。
6. この要件書に該当しない工事（①技術的に難度の高い工事、②競争性に乏しい工事、③多様な入札方式を考慮しなければならない工事、④特殊な工事等）については、「松阪市入札及び契約審査会」に諮り、入札参加資格要件を決定する。

Ⅲ. 資格総合点数（共通点数＋特別点数）

1. 共通点数は、経営事項審査の総合評価値とする。

（１）建設工事（公共工事）の請負契約を締結できるのは、審査基準日から１年７月の間に限られていることから、毎年松阪市が発注する建設工事を直接請け負おうとする業者は、毎年定期的に経営事項審査を受けなければならない。

（２）審査基準日から１年７月間の「公共工事を請け負うことができる期間」が継続せず切れ目ができてしまった場合や、この間に変更申請の提出受付が行われなかった場合の総合評価値は、入札参加を認めないものとする。

2. 特別点数は、次に定める項目の数値の合計値とし、市内業者に対して配点する。

（１）工事成績点

- ・工事成績点は、業種ごとに配点する。
- ・請負工事成績評定要綱第８条による優良工事を行った市内業者に対して配点する。
- ・ただし、工事成績点は、一般競争入札制度導入当初は、加算しないこととする。

（２）ＩＳＯ認証取得点

ＩＳＯ認証取得点は、建設工事の施工について、（財）日本適合性認定協会（以下「ＪＡＢ」という。）又は、ＪＡＢと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したＩＳＯ１４００１を対象とし、資格審査申請日に登録証を提出した者に対して全ての申請業種に配点する。

- ・ＩＳＯ１４００１認証取得点は、１０点とする。

3. 共通点数（経営事項審査の総合評価値）及び特別点数（ＩＳＯ認証取得）の変更申請及び入札参加申請への反映

（１）新しい経営事項審査結果通知書を受けた場合や、ＩＳＯ認証登録を受けた場合の契約監理課への提出受付及び、入札参加申請への反映については次によることとする。

- ・受付日が１日から１５日までの場合は、翌月の１日から反映する。
- ・受付日が１６日から月末までの場合は、翌月の１６日から反映する。

（２）郵送の場合は、経営事項審査結果通知書到着日をもって受付日とする。

Ⅳ. 緊急時の対応について

1. 警報発令中における災害発生の対応については、災害協定に基づくものとする。
2. 災害の応急本（仮）工事については、随意契約も認めることとする。
3. 災害復旧工事も、原則的には「条件付き一般競争入札」とする。
4. ただし、上記に抛り難い場合は、「松阪市入札及び契約審査会」に諮るものとする。

Ⅴ. 用語の定義

1. 手持ち工事件数…１業者の同時期（工期の重複）の施工件数。なお、受注工事の完成の確認は、入札参加申請書提出日において完成届けを受理しているものとする。また、契約監理課入札取扱分以外での発注工事は、手持ち件数から除くものとする。
2. 資格総合点数…経営事項審査の総合評価値（共通点数という。）に市の独自評価となる主観点（特別点数）を加えた総合点数

Ⅵ. その他

この発注基準に抛り難い場合は、「松阪市入札及び契約審査会」に諮り別途決定するものとする。

附 則（平成 17 年 1 月 1 日告示第 153 号）
この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 19 年 4 月 27 日告示第 185 号）
この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日告示第 82 号）
この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 18 日告示第 184 号）
この基準は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 7 月 10 日告示第 240 号）
この基準は、平成 21 年 7 月 10 日から施行する。

附 則（平成 23 年 11 月 28 日告示第 300 号）
この基準は、公表の日から施行する。

附 則（平成 24 年 6 月 13 日告示第 183 号）
この基準は、公表の日から施行する。